

取引参加者が遵守すべきルール（その他ルール）の定められた理由

遵守事項	定められた理由
<p>受託拒否の禁止（第46条）</p> <p>卸売業者は、その承認に係る取扱品目について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受を拒んではならない。</p>	<p>生産者の保護 生産者を平等に扱うため</p>
<p>卸売の相手方の制限（第47条）</p> <p>卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。</p>	<p>仕切り書を介した決済ルールを統一していることから、一般のお客様への販売は、その場での現金決済を行っていないことから混乱を招くため。</p>
<p>市場外にある物品の卸売の禁止（第48条）</p> <p>卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。</p>	<p>必ず商品を手元において、品質を確認してからお客様に販売するため。</p>
<p>卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止（第49条）</p> <p>卸売業者（その役員及び使用人）は、取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として物品を買受けてはならない。</p>	<p>卸値を自ら操作するなど、不適切な価格での買い入れを防ぐため。</p>